

委託契約書（案）

- 1 委託業務名 海岸水門・陸閘機械設備保守点検業務委託
- 2 履行場所 大船渡市三陸町越喜来字崎浜地内ほか
- 3 履行期限 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 委託料金 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円

岩手県(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)は、上記業務(以下「委託業務」という。)を受注者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、この契約に定めるもののほか、別添設計書及び特記仕様書に従い誠実に実施するものとする。

(実施に関する指示)

第2条 発注者は、受注者に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 受注者は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(実施計画書)

第3条 受注者は、委託業務に係る実施計画書を作成し、この契約締結後5日以内に発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の実施計画書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、不相当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

(監督員)

第4条 発注者は、監督員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(主任技術者)

第5条 受注者は、委託業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、この契約締結後5日以内に発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負寄せたときは、直ちに下請負届を提出しなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、履行期限又は委託料を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

- 2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(履行期限の延長)

第9条 受注者は、天災等その責に帰することができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して速やかに書面によりその理由を付して履行期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者が協議して定める。

(損害の負担等)

第10条 委託業務の実施に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じた場合については、この限りではない。

(完了報告及び完了確認等)

第11条 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに成果品を添えて完了報告書を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項に規定する報告書等を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に適合しなかったときは、発注者の指示に従い、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前項の規定を準用する。
- 4 発注者は、第2項の検査によって委託業務の完了を確認したときは、直ちに、成果品の引渡しを受けなければならない。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により発注者に委託料の支払いを請求する

ものとする。

- 2 発注者は、前項に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に受注者に委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責に帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に同項の検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)は、前項に規定する期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前金払)

第13条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に準じ、保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、発注者に対して委託料の10分の4以内の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 受注者は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 業務内容の変更その他の理由により、著しく委託料を増額後の委託料の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 業務内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5を超えるとときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還額を定める。
- 6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.4パーセントの割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(かし担保)

第14条 成果品にかしがあるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて、そのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害の賠償の請求は、第10条第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。ただし、当該成果品のかしが、受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は5年とする。

(履行遅延における損害金等)

第15条 受注者が、その責に帰すべき理由により履行期限(第8条の規定に基づく変更後の履行期限を含む。以下同じ)までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込のあると認めるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、委託料の額から出来形委託金額を控除した額に対して遅延日数に応じ、年

2.4パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者に対して、支払遅延委託料につき遅延日数に応じ、年2.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて発注者が求める報告を拒み、又は第2条第1項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく、着手期限を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (4) 契約の締結若しくは業務の実施について、受注者に不正行為があったとき。
- (5) 正当な理由なくして、この契約の条項に違反したとき。
- (6) 第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 次のいずれに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が、これに従わなかったとき。

- 2 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、必要と認めるときは、委託業務の既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を発注者に支払うことができる。

- 3 前項の場合において、第13条の規定による前払金が支払われているときは、当該前払金の額を前項の既成部分に相応する委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金に残額があるときは、受注者は、その残額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数についてその未返還額につき年2.4パーセントの割合で計算した額の利息を付して項に返還しなければならない。

- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を

違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が、契約に違反したため委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第18条 発注者は、第16条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、第17条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(秘密の保持等)

第19条 受注者は、委託業務の実施に当たって知り得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録(委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

(不当介入に対する措置)

第20条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(補則)

第21条 この契約について、疑義を生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者は協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県
契約担当者 沿岸広域振興局長 森 達也 ⑩

受注者 住所
氏名
⑩